

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、グループ企業に多種多様な利害関係のある株主、取引先、金融機関等の皆様(ステークホルダーの皆様)から好感を持たれ、信頼され続ける企業となるために、健全で効率的な経営を実現し、経営内容の透明性を高めるための仕組みとしてコーポレート・ガバナンスを一層充実してまいりたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	5,525,000	7.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,217,700	7.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,825,300	4.07
CKD持株会	2,368,933	3.41
第一生命保険株式会社	1,900,000	2.74
三井住友海上火災保険株式会社	1,610,568	2.32
株式会社三井住友銀行	1,581,257	2.28
住友生命保険相互会社	1,374,000	1.98
株式会社三井住友銀行信託口	1,257,000	1.81
日本生命保険相互会社	1,234,462	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、名古屋 第一部

決算期 3月

業種 機械

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

上場子会社はありません。
その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を及ぼす特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐伯 弘文	他の会社の出身者									
高畑 千秋	他の会社の出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
佐伯 弘文			<p><選任理由> 他の会社での経験を活かして、経営を客観的・中立的に監督できる。</p> <p><独立役員指定理由> 平成21年6月にシンフォニアテクノロジー株式会社の代表取締役会長を退任後、現在は同社相談役に就任しており、同社は当社の商品を継続的に購入・使用していますが「主要な取引先」に該当するものではないため、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であります。</p>
高畑 千秋			<p><選任理由> 他の会社での経験を活かして、経営を客観的・中立的に監督できる。</p> <p><独立役員指定理由> 一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であります。</p>

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 更新 4名

監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末毎に会計監査人と監査役とで監査報告会を開催しております。
毎月1回の定期連絡会を監査役、内部監査室、内部統制担当とで開催しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
奥村 やす軌	弁護士										
芝吹 勝行	他の会社の出身者										
林 公一	公認会計士										

- 1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
 - b その他の関係会社出身である
 - c 当該会社の大株主である
 - d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 - e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 - f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
 - g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 - h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 - i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
奥村 やす軌			<p><選任理由> 弁護士としての専門的見地から、経営の妥当性を監査できる。</p> <p><独立役員指定理由> 高橋正蔵法律事務所(名古屋市中区)に所属する弁護士であり、同事務所は当社の法律顧問であります。その報酬は少額のため、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であります。</p>
芝吹 勝行			<p><選任理由> 他の会社での経営者としての経験を活かして、経営の妥当性を監査できる。</p> <p><独立役員指定理由> 平成3年6月に当社の主要な取引銀行であります株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)の取締役に就任しましたが、平成8年6月に退任しております。</p> <p>同行は当社の主要取引銀行のうち1行ですが、借入その他の取引において特段に同行に依存している状況にはありません。</p> <p>同氏がその後平成16年6月に代表取締役会長に就任した三井住友銀オートリース株式会社(現住友三井オートサービス株式会社)と当社との間にはリース取引がありますが、同社は主要な取引先に該当するものではありません。また、平成20年6月に同社を退任した後は、現在まで兼職はありません。</p> <p>従って、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であります。</p>
林 公一			<p><選任理由> 公認会計士としての専門的見地から、経営の妥当性を監査できる。</p> <p><独立役員指定理由> 他の会社の業務執行取締役を兼職しておりますが、当該会社と当社との間に取引関係はありません。</p> <p>従って、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であります。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度及びストックオプション制度は、中長期的な視野による経営戦略の妨げとなるおそれがあるため、

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員報酬
取締役(社外取締役を除く) 5名 174百万円
監査役(社外監査役を除く) 2名 22百万円
社外役員 6名 19百万円
(2011年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、毎月1回の取締役会の際に適宜報告をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 現状の体制の概要

(a) 取締役会は原則毎月1回以上開催し、また、役付役員を中心に構成する「常務会」を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図っております。急激な経営環境の変化に対応し、企業価値を継続的に高めていくためには、経営の迅速な意思決定が重要課題の一つであると認識しております。取締役会は法令で定められた事項の他、経営の基本方針、経営に関する重要事項を決定する機関であると位置付けております。

(b) 監査役制度を採用し、監査役会は、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。

(c) 月1回の経営会議では、役員及び部門長出席のもとで、各事業本部の経営課題の討議、事業環境の分析、業務計画の進捗状況の報告などを通して、情報を共有し経営判断に反映させております。

(d) 会計監査については有限責任監査法人トーマツと会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、公正不偏な会計監査をお願いしております。

(2) 監査役機能強化に関する取り組み

監査役は、内部監査室、内部統制担当及び会計監査人と定期的および必要の都度、情報交換を行うことにより連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役7名のうち社外取締役が2名、監査役4名のうち社外監査役が3名で構成され、社外役員5名とも独立役員であり、客観的立場による監督機能が十分に期待できる体制と考えております。
また、5名の社外役員については企業の元経営者3名、弁護士1名、公認会計士1名から選任しており、それぞれの専門的知識・経験からの助言・監督が期待できる体制と考えております。
業務執行、監査・監督の仕組みは、添付の様式図を参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の3週間前に株主総会招集通知を発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の3営業日前に株主総会を開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使方法を採用しています。
その他	報告事項のビジュアル化を実施しています。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回の説明会で、決算情報、経営施策、経営方針について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページURL: http://www.ckd.co.jp/ 掲載資料: 有価証券報告書、決算短信、プレスリリース、株主通信、決算説明会資料、アニュアルレポート	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの担当部署: 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規準において、全てのステークホルダーとの関わりを大切に、事業活動を通じて企業の責任を果たし、社会に貢献することを規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、2000年に工場部門及び営業部門を含めた全社でISO14001を認証取得し、海外生産子会社についても2004年1月にCKDタイ、2009年1月にCKD中国がISO14001を認証取得し活動しています。 また、活動状況につきましてはCSRレポートの中に記載し、ホームページにて公開しています。 CSR活動については、CSR担当を設置し展開しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書・情報につきましては、社内規程の充実を図り、法令を順守し、取締役の職務の執行が適正に行われるよう、適切に保存及び管理しております。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理につきましては、業務分掌規定の中で、社会規範、法規、公的要求事項の順守を業務活動の基本とする旨定め、全社員の法令順守の意識を高めるとともに、本社のリスク管理部門(総務部、情報システム部、マネジメントシステム部)を中心として各事業本部のリスク管理部門が連携してその徹底を図っております。また、益々複雑化するリスクに対して的確かつ迅速に対応するため、リスクを社内横断的に管理する組織として取締役会の下に設置したリスク管理委員会が全社リスク管理の整備に関する事項について審議決定を行っております。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社では取締役会を原則毎月1回以上開催し、また、役付役員を中心に構成する「常務会」を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図っております。各事業本部の経営課題については、役員、部門長が出席する経営会議を開催し、事業環境の分析、業績計画の進捗状況の報告などを通じて情報を共有し、経営判断に反映させることとしております。
なお、執行役員制度を導入しており、従来の取締役会が有していた「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」とを分離し、取締役員数を削減することにより、的確かつ迅速な意思決定を行い、業務執行については執行役員への「権限委譲」と「責任の明確化」により機動的な業務執行を行っております。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任(及び企業倫理)を果たすため「社会的責任の自覚」を経営理念の一つとして定め、行動規準を整備し、社内に周知徹底を図っております。法令順守の事例として、安全保障輸出管理規程、違法行為通報規定を制定しております。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社についても経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保しております。国内、海外の子会社の管理体制を整備し、子会社管理規定を定め子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在は、補助をすべき専従の使用人はおりませんが、必要に応じて専従の使用人を置くこととし、その場合の人事は、取締役と監査役が事前に協議することとします。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、法令及び監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。報告・情報提供としての主なものは次のとおりであります。
 - ・ 経営状況及び事業の遂行状況
 - ・ 当社グループの内部統制システム構築に関する部門の活動状況
 - ・ 当社グループの子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・ 当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループの監査体制の実効性を高めるため、経営直轄の独立した内部監査室を設置するなど、当社グループの内部監査体制と内部統制システムの体制との調整を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

社内規程に定めた行動規準において、反社会的勢力とは一切関係をもたず、不当な誘引や強迫に対しては拒絶することを規定しており、行動規準カードを全社員に配付するなどにより周知徹底しております。反社会的勢力への対応は総務部が統括部門となり、警察、企業防衛対策協議会、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携をとっております。また、購買取引先に対して、反社会的勢力排除に関する覚書を締結し、反社会的勢力との関係の排除を徹底しております。

